

総括編

さいたま市のあらし

未来に向かって躍進するまち

さいたま市は、埼玉県の南東部に位置し、都心から20～30km圏内にある県庁所在地です。

平成13年5月1日に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成15年4月1日には全国で13番目の政令指定都市へと移行しました。その後、平成

17年4月1日に旧岩槻市との合併を経て、10行政区になりました。そして、令和5年4月1日をもって政令指定都市移行・区政施行20周年を迎え、134万人（令和5年4月1日現在）を超える人口を擁し、発展・成長し続ける大都市となりました。

また、古くは中山道の宿場町として発展してきた歴史を持ち、明治以降は埼玉県の中心として行政、経済、文化を常にリードしてきました。平成12年には、市の中央部に位置する旧国鉄操車場跡地に、関東甲信越地方を所轄する国の機関及びさいたまスーパーアリーナを始めとする、より広域的な行政機能や高次の業務・商業・文化機能を有する施設が集積した新しい街「さいたま新都心」が誕生しました。現在は、関東圏を牽引する中核都市として飛躍しています。

さらに本市では、「上質な生活都市」、「東日本の中核都市」を目指し、平成27年度から「さいたま市が住みやすい」と感じていただける市民の割合を2020年までに90%以上にする取組として、「さいたま市CS90運動」の推進に全庁を挙げて取り組みました。2021年以降においても、市民満足度を向上させることは普遍的な課題であり、この取組をこれまで以上に推進するために、新たに2030年を目標とした、「CS90+運動」として、さらなる市民満足度の向上に取り組んでいくこととしました。



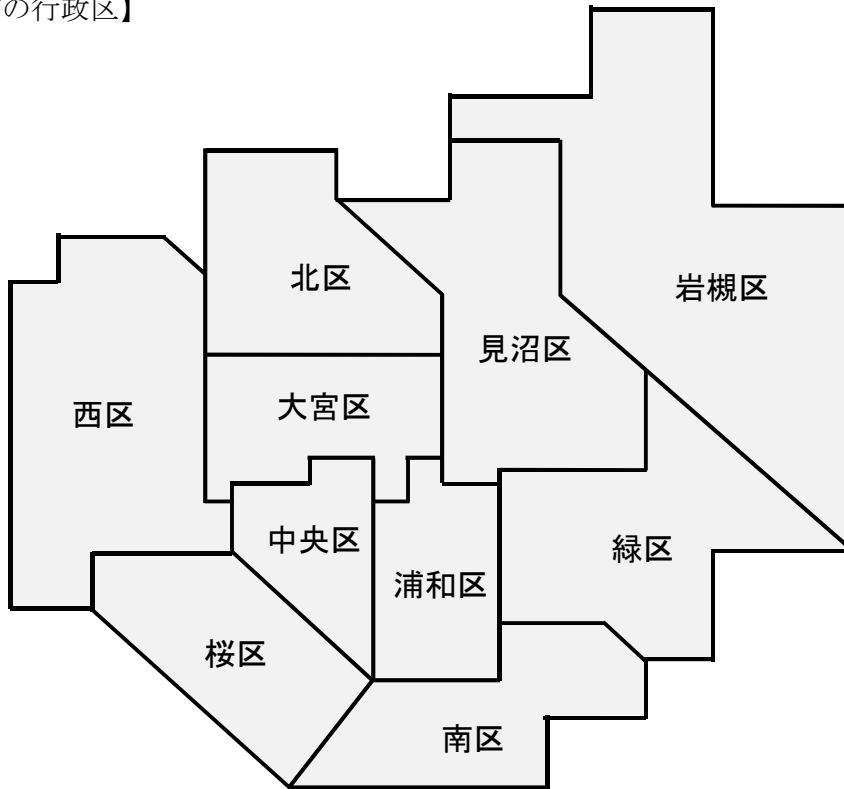
さいたま新都心



もっと身近に、
もっとしあわせに

CS90+ロゴマーク

【さいたま市の行政区】



【さいたま市の人口】

(令和5年4月1日現在)

人口総数	世帯総数	面積	人口密度
1,340,923人	634,697世帯	217.43km ²	6,167.1人/km ²

区名	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
西区	94,805	43,328	29.12	3,255.7
北区	149,860	71,706	16.86	8,888.5
大宮区	124,422	62,156	12.80	9,720.5
見沼区	164,947	77,345	30.69	5,374.6
中央区	103,151	50,327	8.39	12,294.5
桜区	96,160	47,874	18.64	5,158.8
浦和区	168,881	78,914	11.51	14,672.5
南区	193,538	91,758	13.82	14,004.2
緑区	132,817	58,297	26.44	5,023.3
岩槻区	112,342	52,992	49.17	2,284.8

消防局運営方針（令和5年度）

1 主な現状と課題

令和3年12月に大阪市内で発生したビル火災で、多数の死傷者が発生したことや、国際的に多発している爆発物等を用いたテロ災害、集団救急事案の発生等、複雑多様化する災害に対し、迅速的確な消防体制の構築が求められます。

また、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震では、都市部で震度6強の揺れが発生しました。今後、首都直下地震、南海トラフ地震等の発生や局所的な豪雨による水害も危惧される中、消防署所、車両整備及び人員の増強等を着実に遂行し、災害に強いさいたま市を構築することはもとより、身近に発生する火災や救急等の災害に対しても見過ごすことなく、市民の安全・安心を守っていかねばなりません。

さらに、超高齢社会の到来により、住宅火災における高齢者被害や、救急出場件数の増加が懸念されていることから、火災による被害を軽減するため、高齢者世帯に重点を置いた防火対策指導に取り組む必要や、救命効果を高めるため、救急現場に居合わせた人によつて的確な処置が実施できるように応急手当の普及啓発などに取り組む必要があります。

令和4年8月には、新型コロナウイルス感染症陽性者の救急搬送件数が過去最多を記録するとともに、救急搬送困難事案についても頻発し、災害レベルとも言える状況に直面することとなりました。消防局では、新型コロナウイルス感染症陽性者を専門に救急搬送する特設救急隊を運用しておりますが、今後、更なる感染状況の悪化や新たな感染症に備え、救急体制を強化する必要があります。

また、令和2年度から運用開始している市立病院での救急ワークステーションでは、今後、消防と市立病院との相互協力体制により、本市における救急体制と地域医療の向上を実現するため、市立病院東館への移転整備を進め、救急ワークステーションを活用した救護体制の強化を図っていく必要があります。

(1) 複雑多様化する災害への対応

本市の消防力は、「さいたま市消防力整備計画」に基づき、消防署所、消防車両及び人員を計画的に整備しています。今後は、(仮称)城南地区出張所の整備を進めるとともに、複雑多様化する災害に備えた消防車両の増強及び人員の増員を図る必要があります。

国際的に多発している爆発物等を用いたテロ災害や感染症対策等、社会情勢の変化に伴う各種災害に迅速的確な対応を図るとともに、高齢化に伴う救急需要対策をはじめ、将来的な変化に応じた持続可能な消防体制を構築することが求められています。

消防業務の高度化及び効率化を図り、安全・確実・迅速な消防サービスを市民に提供し、あらゆる災害に的確に対応できるよう、教育機関研修及び資格取得研修等の各種研修を通じて、消防職員の専門的な知識や技術の習得に取り組み、人材育成を促進して、より一層、消防活動能力の向上を図る必要があります。

(2) 発生が危惧される大規模災害への対応

令和4年7月の大雨による被害では、埼玉県においても警戒レベル5の緊急安全確保が発令されるなど、今後も大規模な風水害の発生が想定されることから、消防団との連携による人命救助を最優先とした消防力の運用強化に取り組んでいます。

また、さいたま市地域防災計画ではさいたま市直下地震を最大震度6強と想定していることから、多種多様な災害事象に即応できる隊員の育成を行うとともに、的確な消防力の運用により火災の延焼拡大を阻止し、人命救助を最優先とした消防力の強化を図る必要があります。

一方で、今後の大規模災害時の消防体制を維持するために、消防署所の中規模修繕工事を行うとともに、経年による損耗に対する復旧措置を講じます。

また、消火活動に必要な消火栓を常時使用可能な状態に維持管理し、耐震性防火水槽の整備及び老朽化した既存防火水槽の長寿命（耐震）化を実施します。

さらに、大規模災害への対応が急務となっている中、本市においても大きな自然災害が起こり得ることを強く意識するとともに、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図る必要があります。

(3) 火災による被害の軽減

超高齢社会の到来により、住宅火災における被害の増加が懸念されている中、過去5年間における住宅火災による死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者であることから、高齢者世帯に重点を置いた防火訪問を実施し、各種防火対策指導、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進を図っていく必要があります。

また、市民等の防火防災意識の高揚を図るため、防災展示ホールの利用促進を図り、防火防災について学習する機会を提供していくとともに、市立小学校等で使用するタブレット端末へ電子化した児童用防火冊子を配信し、児童期における防火防災教育を充実していくほか、将来の防火防災の担い手となる少年消防団の育成を図ります。

さらに、市内で発生した火災の出火原因から失火防止対策を検討し、各種広報媒体等を活用した火災予防の普及啓発を図ります。

加えて、防火対象物等の火災、事故の発生防止及び被害の軽減を図るため、立入検査を実施するとともに、類似火災の発生及び危険物等の事故防止を目的に、事業者を対象とした講習会を開催し、防火安全対策の徹底を図ります。

(4) 救急需要増加への対応と応急手当の普及啓発

令和4年中の救急出場件数は8万件を超え、過去最高となりました。年齢区分別搬送状況を見ると、平成25年から10年連続で高齢者層（65歳以上）が成人層（18歳～64歳）を上回っている状況です。今後、更なる高齢化により救急出場件数の増加が見込まれることから、救急需要対策に取り組む必要があります。

また、救急現場に居合わせた人によって行われる応急手当は、救命効果を高めるために不可欠な知識や手技であり、更なる応急手当の普及啓発が必要となるため、「応急手当学習室」を活用した応急手当講習を推進するとともに、応急手当指導者の育成を進めていきます。

さらに、令和2年度から市立病院で運用開始している救急ワークステーションにおいて、市立病院東館への移転整備を進め、消防と市立病院との相互協力による教育体制を確立させるとともに、ドクターカーの運行支援を行うことで、本市における救急体制と地域医療の向上を図っていく必要があります。

(5) 区政施行20周年周知啓発事業の実施

令和5年度にさいたま市は区政施行20周年を迎えるため、各行政区にある消防署において、20周年を記念したイベントを開催します。また、市民の防火防災意識の高揚を図り、消防に対する親しみと理解を深めていきます。

2 基本方針・区分別主要事業

134万市民の生命、身体及び財産を大規模・多様化する各種災害から保護するため、消防力を計画的に整備し、消防職員等への教育や訓練の充実により、消防活動能力の向上を図ります。

また、市民・事業者の防火防災意識の高揚を図り、火災の予防や災害による被害の軽減を図ります。

さらに、救急需要対策に取り組むとともに、救命効果を高めるため、市民の応急手当の知識と技術の習得を促進します。

(1) 複雑多様化する災害への対応

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度	説明
1	消防力等の体制強化 〔消防企画課、消防職員課、消防施設課、警防課、救急課、指令課〕	102,452 (37,563)	329,097 (89,397)	さいたま市消防力整備計画に基づき、消防署所の更新整備並びに消防車両及び人員の増強整備を実施します。
2	職員研修事業 〔消防職員課〕	43,167 (43,167)	48,118 (48,118)	職員の職務遂行上必要な知識及び技術の向上につながる人材育成を実施します。
3	車両整備事業 〔警防課〕	724,244 (40,518)	991,329 (36,586)	消防車両の更新整備を実施します。

(2) 発生が危惧される大規模災害への対応

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度	説明
4	警防業務推進事業 〔警防課〕	60,665 (60,665)	66,294 (66,294)	消防部隊の教育訓練及び資機材の整備を実施します。
5	消防団の充実強化 〔消防団活躍推進室、消防施設課、指令課〕	256,582 (182,376)	267,538 (160,338)	地域防災の中核的存在である消防団の充実強化を図るため、消防団員確保の広報、消防団員の処遇改善、消防分団車庫及び各種装備等の整備を実施します。
6	耐震性防火水槽の整備 〔消防施設課〕	116,650 (10,019)	92,131 (10,488)	耐震性防火水槽の新設に伴う設計業務及び設置工事等を実施します。
7	既存防火水槽の長寿命化 〔消防施設課〕	111,319 (19)	101,673 (10,673)	老朽化した防火水槽の長寿命化に伴う設計業務及び改修（耐震化）工事を実施します。
8	消火栓維持管理 〔消防施設課〕	67,355 (67,355)	40,354 (40,354)	消火栓が常時使用できるように維持管理を実施します。
9	消防施設の予防保全 〔消防施設課、指令課〕	1,249,598 (137,196)	546,250 (198,550)	消防署所の機能維持を図るため、経年による損耗及び機能低下に対する復旧措置を実施します。

(3) 火災による被害の軽減

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度	説明
10	火災予防対策の推進 〔予防課、査察指導課〕	2,601 (2,452)	2,737 (2,578)	高齢者家庭防火訪問の実施及び各種広報媒体を活用した火災予防普及啓発の実施並びに事業者向け講習会を開催します。
11	消防防災学習施設の充実 〔予防課〕	5,018 (5,018)	4,900 (4,900)	災害等の疑似体験を通じて市民の防火防災意識の向上を図るため、消防防災学習施設の管理及び運営を実施します。

(4) 救急需要増加への対応と応急手当の普及啓発

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度	説明
12	応急手当の普及啓発 〔救急課〕	4,708 (4,658)	4,300 (4,250)	救急現場に居合わせた市民が、適切な応急手当を実施できるよう、普及啓発を実施します。
13	円滑な救急活動の推進 〔救急課〕	1,016 (1,016)	1,232 (1,232)	適切な医療機関へ速やかに搬送を行うため、緊急時医療情報パス・緊急時安心キットの普及に向けた取組を実施します。
14	救急ワークステーションの活用による救護体制の強化 〔救急指導室、警防課〕	9,493 (9,493)	0 (0)	市民が求める救急医療を提供するため、消防と市立病院との相互協力体制により、本市における救急体制と地域医療の向上を実現します。

(5) 区政施行20周年周知啓発事業の実施

* () 内は一般財源

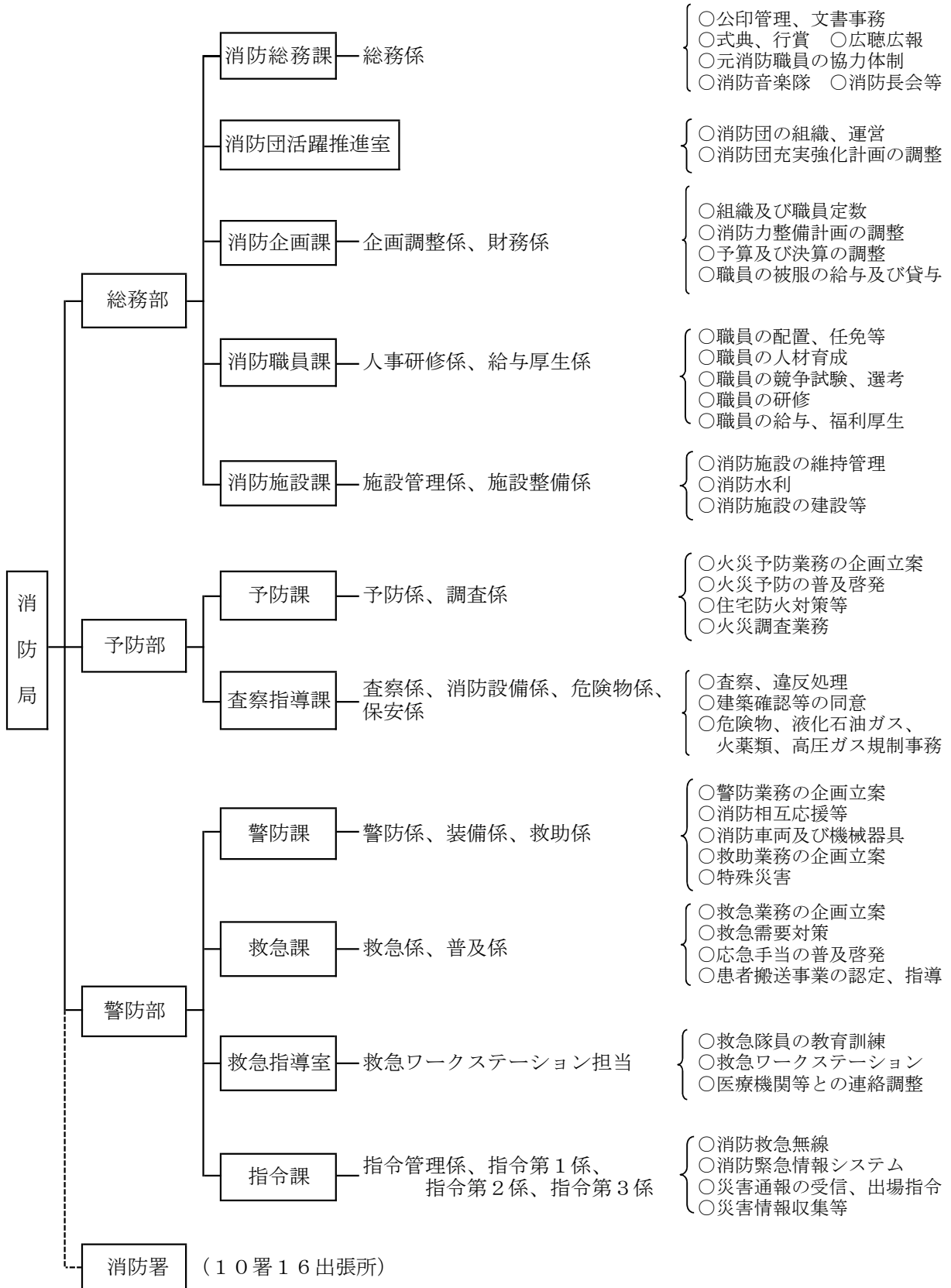
(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度	説明
15	区政施行20周年周知啓発事業 〔消防総務課〕	4,037 (0)	0 (0)	区政施行20周年を記念したイベントを開催します。また、市民の防火防災意識の高揚を図り、消防に対する親しみと理解を深めていきます。

消防の組織

消防機構図及び主な事務分掌

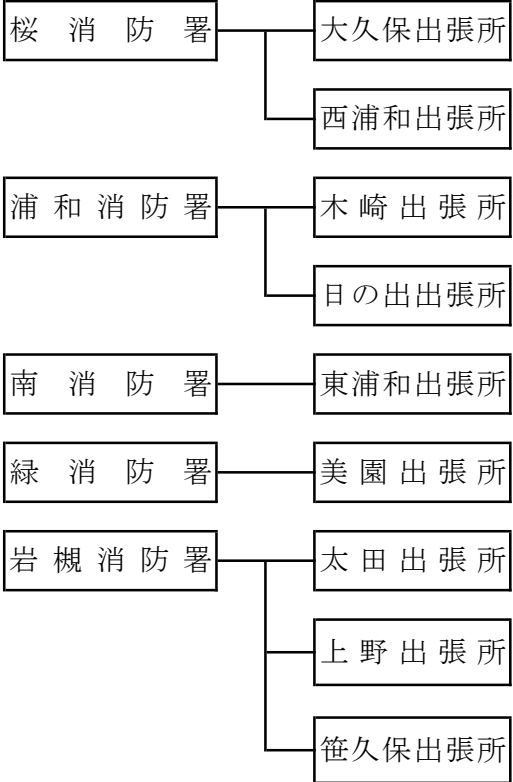
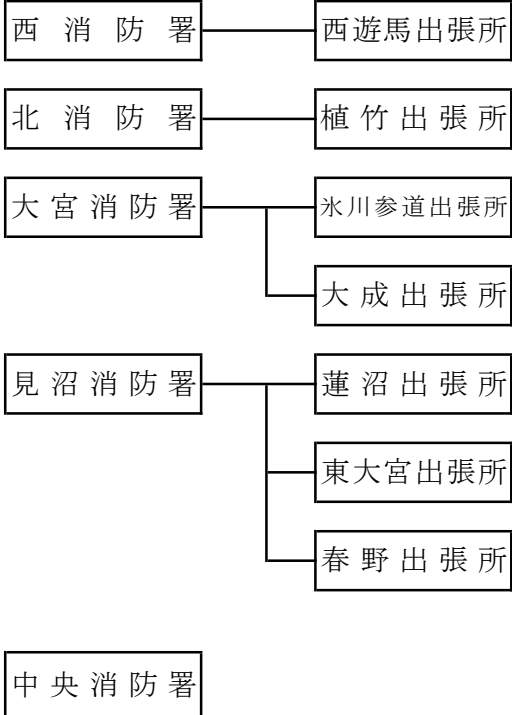
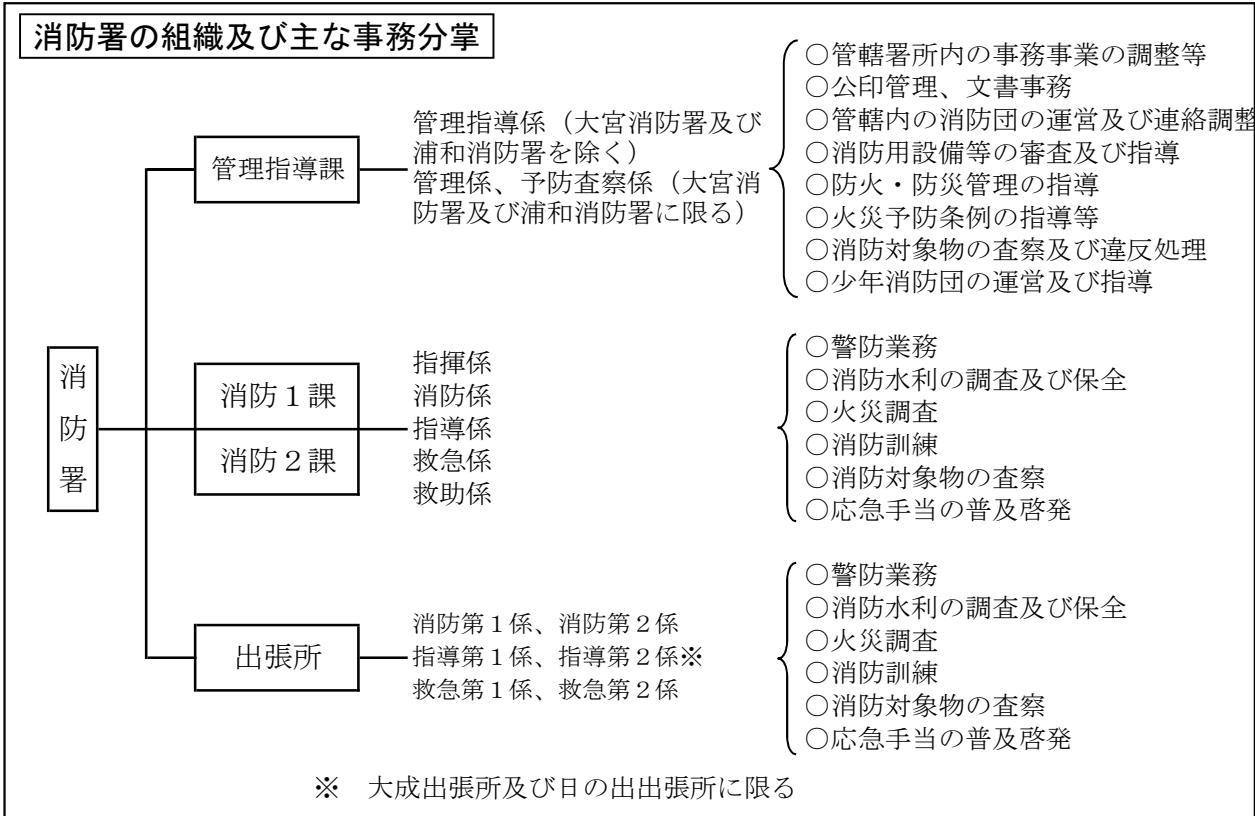
(令和5年4月1日現在)



※「消防署機構」のとおり

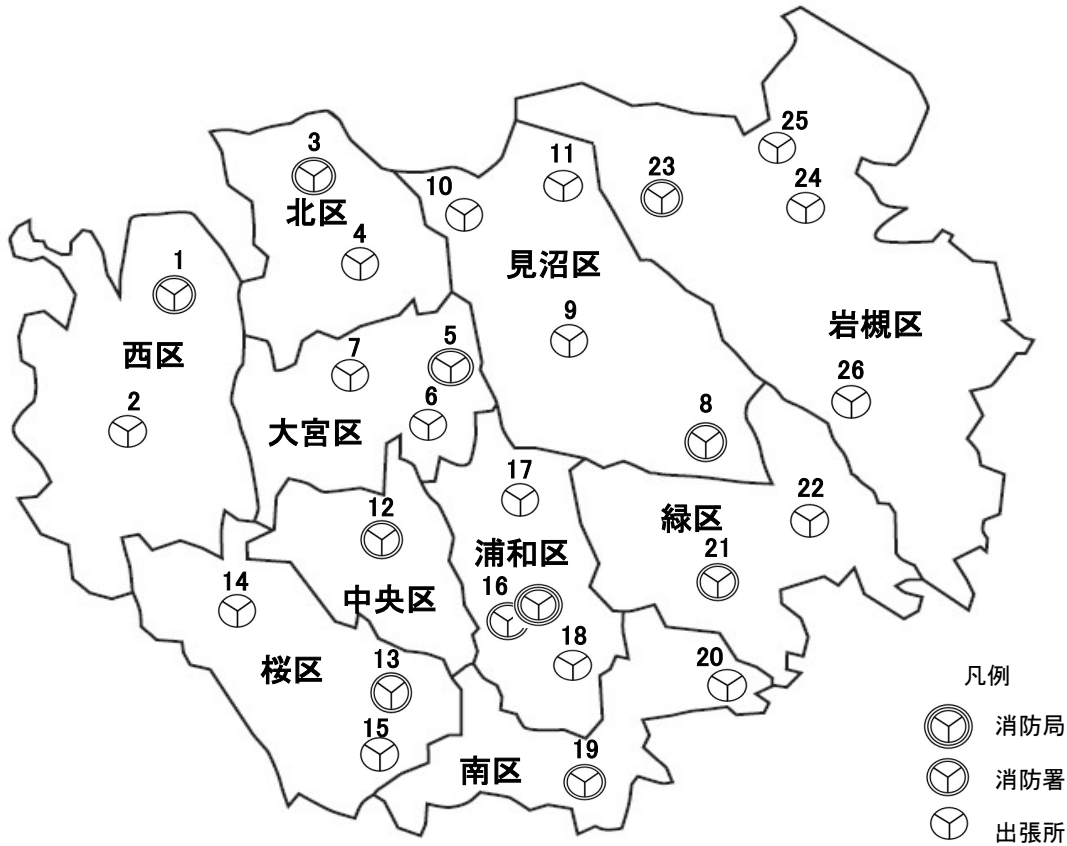
消防署機構

(令和5年4月1日現在)



消防署所の配置

(令和5年4月1日現在)



名称	所在地	電話番号
1 西消防署	〒331-0078 西区西大宮3-48	048-623-1199
2 西遊馬出張所	〒331-0061 西区大字西遊馬307-1	048-622-1889
3 北消防署	〒331-0812 北区宮原町4-66-14	048-654-3456
4 植竹出張所	〒331-0813 北区植竹町1-820-1	048-663-4262
5 大宮消防署	〒330-0834 大宮区天沼町1-893	048-648-6505
6 氷川参道出張所	〒330-0843 大宮区吉敷町1-136-1	048-641-9534
7 大成出張所	〒330-0852 大宮区大成町1-226	048-665-4231
8 見沼消防署	〒337-0024 見沼区大字片柳1087-1	048-681-0119
9 蓮沼出張所	〒337-0015 見沼区大字蓮沼267	048-686-1252
10 東大宮出張所	〒337-0051 見沼区東大宮4-31-1	048-651-9110
11 春野出張所	〒337-0002 見沼区春野2-6-1	048-687-0151
12 中央消防署	〒338-0002 中央区下落合4-13-10	048-852-9119
13 桜消防署	〒338-0837 桜区田島4-23-7	048-836-0119
14 大久保出張所	〒338-0815 桜区大字五関762-2	048-857-0119
15 西浦和出張所	〒338-0837 桜区田島7-17-10	048-837-0119
16 消防局・浦和消防署	〒330-0061 浦和区常盤6-1-28	048-833-1319
17 木崎出張所	〒330-0072 浦和区領家4-21-20	048-832-0119
18 日の出出張所	〒330-0054 浦和区東岸町8-10	048-882-1119
19 南消防署	〒336-0024 南区根岸3-10-7	048-861-0119
20 東浦和出張所	〒336-0042 南区大字大谷口5668	048-813-5119
21 緑消防署	〒336-0923 緑区大字大間木472	048-873-0119
22 美園出張所	〒336-0961 緑区大字玄蕃新田597-1	048-878-7119
23 岩槻消防署	〒339-0061 岩槻区大字岩槻5064-1	048-749-0119
24 太田出張所	〒339-0052 岩槻区太田1-2-11	048-757-2727
25 上野出張所	〒339-0073 岩槻区上野4-6-21	048-794-4816
26 笹久保出張所	〒339-0034 岩槻区大字笹久保1328	048-798-3802

